

善の構想としての福祉国家「論」

——「脱商品化」概念をめぐるロジックを手がかりに——

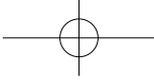
成 垠樹

本稿は、福祉国家という善の構想を、目指すべき「共通の了解」の妥当性を争う場として概念化することを目的とする。そのために、Gøsta Esping-Andersen の議論、なかでも「脱商品化」概念をめぐるフェミニストと Graham Room による批判的検討を手掛りにしつつ、「脱家族化」や「階層化」が「脱商品化」概念との間にもつ関係性を再検討することで、福祉社会学の規範論的アプローチの検討を試みる。その過程を通じて、「共通の了解」としての目標——ジェンダー平等や自己実現——を明確に語ることによって、社会的市民権概念の内包の深化とともに「脱商品化」概念の外延を拡張させ、その目標への接近としての福祉政策に現実性を帯びさせる可能性を導き出す。それは、異なる善の構想が拮抗する多文化状況における「福祉国家」構想の基盤を明らかにすることを旨とするものである。

1 はじめに

福祉国家は、そもそも資本蓄積が持続できる環境を長期にわたり保障するという役割を担っているという意味において、「市場の失敗」に取って代わる体系として登場したはずであった (Pierson 1991 = 1996)。しかし、一方では、経済成長の鈍化に起因する財政危機の論理を基盤とする「福祉国家の危機」状況に直面して以来、とくにネオリベラリズムによる批判に曝され、「政府の失敗」が唱えられるようになった (富永 2001)。そして他方では、今日に つづいているこのような危機状況は、市場の「外部」的存在として位置づけられる家族が国家に代わってクッションとなり、ある程度 (負担になりつつ) 吸収されてきたと見られる。ところ

で、近年におけるグローバリゼーションや少子高齢化などの様々な要因のもとでその家族——その福祉機能——までも揺らいでおり、「家族の失敗」とも言い表される新たな局面を迎えている。しかし、このように危機の中身が変化するなかでも、福祉国家は労働と生活機会の「脱商品化」を包摂するものとして存在するがゆえに、絶えず市場原理 (=ネオリベラリズム) と対立してきた (毛利 2002: 63)。ここでもうかがえるような福祉国家の構想が一つの善の構想であり、そして善の実現が「脱商品化 De-commodification」を包摂する限り、合理的経済人として個人をとらえる市場原理からの批判はやむを得ないかも知れない。ところが、規範論的な観点から見れば、市場を支える「外部」の存在や合理性の背理などによる「市場の失敗」が説かれ、人々の幸福 (=善) を実現する福祉



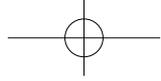
国家的効率性をも主張しようと考えられる。ここでの効率性は人々の幸福を善と見なし、その実現の程度で評価されるであろう。問題は、その善の中身がブラックボックスのまま議論が成り立っている点である。これは「福祉 (= 善)」なき福祉国家の問題とも言い換えられる。すなわち、原子的諸個人が善を語る際に、所与として有する諸価値は、「諸目的のランダム性 randomness of ends」(Parsons 1992: 88-113) のロジックと同じく、理論の内部で確定されなまま所与として現れるため、任意の価値が善として一人歩きすることになる。近年の福祉国家研究においては、そのような傾向に伴い、家族やジェンダー関係の変動を主要な社会政策のイシューとして注目を払うようになっていく (Esping-Andersen 1999, 2000, 2002 など)。しかし、だからといって、そのような観点へのシフトがそのまま善の構想の内容における了解を「共有」したことにはつながらないはずである。

本稿は、このような相異なる善が共存しうる場として福祉国家を想定し、その基底をなす「共通の了解」となるものの在り処を探るべく、ジェンダーの視点に依拠しつつ主として「脱商品化」概念の再検討を試みるものである。それは、不平等に苛まれる女性という主体の救済という善を想定するジェンダー視点を、もはや任意の価値を超えて、ポスト工業社会的な多元主義における一つの価値として確定できるという観点にたつものである。また、かつてフェミニズムが社会的非存在としての女性を社会的存在として登場させることによって社会学自体に新たな視点を提供したように、福祉社会学におけるジェンダーの視点が福祉国家構想における新たな可能性を秘めているとも考える。では、引き続き第2節では、まず、Gøsta Esping-Andersen の「福祉レジーム論」を概観し、そ

こで浮かび上がる福祉国家の構想を彼の議論の中核をなす「脱商品化」概念の構図を中心軸にしながら考察する。つづいて第3節では、その「レジーム論」が抱えているジェンダー・ブラインド性を批判するフェミニストの論点に触れ、それに対する Esping-Andersen の「解」としての「脱家族化」概念を再検討する。最後に第4節においては、Graham Room の「脱商品化」概念に対する批判的検討を取り上げ、「共通の了解」^①を構成する中身からその概念の内包を深め外延を広げる可能性を探ることとする。

2 「福祉 (= 善)」なき福祉国家論の誕生

Esping-Andersen は、比較福祉国家論 (福祉レジーム論) において、それぞれの社会の歴史的な背景を含む個性に基づき、福祉の対象のみならず、分配の方法においても、福祉国家の姿は一様ではないと把握する。このような考えに基づき、彼は「脱商品化」、「階層化 Stratification」といった指標を用い、社会民主主義的な中間階級志向の福祉レジームと、自由主義でみられる残余主義的な福祉レジーム、そして保守主義としてのコーポラティズム的福祉レジームという「福祉国家」構想の三つの類型を提示した (Esping-Andersen 1990 = 2001)。これらの類型は、「相互に異なる分配模様」として現れる福祉国家の多様性を物語ったものである。彼によると、本来社会政策を通じて福祉国家が目標することは、「社会的な不幸を軽減し、基本的なリスクを再分配するための社会政策だけでなく、政府と市民との社会契約を見直す」こととしても把握でき、さらにそれは、「歴史的に特殊なリスク構造を伴った歴史的に特殊な人口分布に向けて打ち出されたものであった」とする

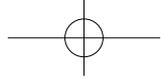


(Esping-Andersen 1999 = 2000: 62)。ここに、類型化以前に前提される福祉国家の持つ理念的基盤とその範疇が示されていると考えてよいであろう。となると、今度は何が、なぜ社会的リスクとして顕現するのかを把握しなければならず、そしてこのような判断をくだすためには、当然リスクではない社会的な状況が想定されることとなるであろう。すなわち、どのような症状がどの程度に至ったとき、それが社会的リスクとして認知されるのか、そしてその認知されたリスクに対してどのような対処をどの程度遂行するかが福祉国家の性格の決め手となると考えられる。このとき、何がその程度と事実を認知させる要因として作用するかもひとつの比較基準になりうるとともに、これら諸要因が国家やレジーム別の差異をもたらす理由を説明する必要も生じてくる。

このような諸事実——差異として現れる事実——を測る概念として、「脱商品化」と「階層化」、そして後に加える「脱家族化 De-familialization」概念を尺度化した Esping-Andersen は、今日の社会科学の規範的な命題を避け、実証科学として自らを位置づけようとする態度を、古典的な政治経済学から区別する一つの科学としての重要な態度であるとしている (Esping-Andersen 1990=2001: 12)。一般的に、彼の『福祉資本主義の三つの世界』に関する議論もこのような「客観的な福祉国家研究」の試みとしてとらえられるだろう。しかし、以下で検討するように、彼自身、福祉国家それ自体の定義に関心を払うことの重要性を指摘しながら、そこにある共通の了解に対する説明なしには、それにまつわる議論の妥当性は検証不可能であるとしている。このような点を念頭におきつつ、以下では Esping-Andersen の「福祉レジーム論」の構図を見ていきたい。

Esping-Andersen は、理論的パラダイムとして「福祉国家論」を扱う際、説明対象たる現象、すなわち福祉国家についての概念規定がまず共有されていなければ、競合する諸説の正否を明らかにすることはできないという (Esping-Andersen 1990: 18 = 2001: 19)。つまり、福祉国家は「共通の了解」によって支えられており、その根拠の検証が福祉国家の説明の妥当性を担保することにつながる、ということであろう²⁾。このような彼の基本的な考え方が、かの「福祉レジーム論」においてその説明の妥当性を支える「共通の了解」をどのように導き出しているのか。結論から述べておくと、彼は福祉国家の定義を求めようと経験的事実に基づき「三つの世界」を導き出すが、その分析の基準には既に福祉国家とは何かにたいする価値規範が前提されなくてはならない。なぜなら、そうでないとしてもそもそも類型化の判断が不可能ではないかという疑問が残るからである。このような論理展開上の矛盾が彼の意味する「定義の重要性や妥当性確保の重要性」を浮き彫りにしている。では、その重要性をあらわにする彼の論理展開過程を確かめるために、引き続き彼の記述に沿って、既存の議論に対し彼がよせた批判を検討してみることにする。

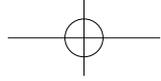
まず、福祉国家の定義にかかわる部分で、Esping-Andersen は、「福祉国家とは市民のために基礎的な福祉を保障する国家の責任を意味する」という福祉国家に対する「教科書ふうの定義」を批判する文脈で、福祉国家を定義するとは、次のような問いに対して答えることであるという。それらは、社会政策は人々の解放に繋がるかどうか。体制の正統化に資するのかどうか。市場のプロセスと矛盾するのがあるいはむしろこれを助けるのか。また、「基礎的な」とは何を意味するのか。福祉国家が我々の基礎的



なあるいは最低限の欲求以上のものを満たすことを要求したら、それは適切なこととは言えないのか、などである (Esping-Andersen 1990 = 2001: 19)。このように、彼にとって福祉国家とは、人間解放、体制の正統化や市場のプロセスとの整合性、そして基礎的あるいは最低限の欲求の要求など、いわゆる価値問題とかかわる問題としてとらわれていることが類推できる。これがすなわち、「福祉国家」の有り様を定めるに予め必要となる、一定の価値問題に対する「共通の了解」をなす基準として彼が想定しているものであろう。つまり、彼の「善をおかず正を論ずる」とする「客観的」アプローチに既にある種の福祉国家がその「基準」として前提されていることが窺える。次に、彼がこれまでの比較福祉国家研究を批判する論証にかかわる部分を見てみよう。Esping-Andersen は、比較福祉国家研究の系譜を3世代に区分し、次のような評価をしている。まず、その第一世代の古典的な研究に対しては、「近代性」の原理を資本主義と民主主義におくならば、それらの成熟と容易に結託してしまう政治経済的な還元主義であって、それゆえに福祉国家を捉えることに失敗したと批判し退ける。そして、第二世代による残余的福祉国家と制度的福祉国家の古典的な区別も、福祉国家の内容の検討に向かうためには、市民権の範囲の問題が検討されなければならないとともに、その内容に沿ったランク付けもあらかじめ異なった類型によって分けたものであるため退けられる。最後に、福祉国家を類型にふり分ける上での基準を理論的に選択するアプローチも非歴史的であるが故に、歴史のなかで福祉国家をめぐる闘争を通し実現しようとしたその理念やデザインを捉えることができないと批判する (Esping-Andersen 1990 = 2001: 19-22)。以上の指摘から逆算して考えてみると、

彼にとって福祉国家研究とは、政治経済的な分析だけでなく、権力闘争などの歴史とそれにもとづく理念やデザインの分析までも含むものであることがうかがえる。武川もいうように、彼のレジーム論の意義は、まさしく、「脱商品化を資本制との関係においてみたときの福祉国家の最も重要な特性と位置づけたこと、ともするとマクロ・データの操作に終始する傾向にあった従来の方法論から離れ、福祉国家の比較研究を西欧社会の歴史と構造の分析にまで遡及して分析したことにある」(武川 2003: 2)。

以上の定義と論証の二つのレベルにおける論理展開をたどりながら読みとれることは、福祉国家論を特徴づけるものを把握できるためには、予めそこに貫いている「共通の了解」が想定される必要があるということである。では、彼の想定する「共通の了解」とはいかなるものであるか。以上の分析過程で浮かび上がる彼の議論は、歴史的視点から導かれる理念を前提にしており、効率性と権力関係といった「近代性」の原理を問題視しつつ、さらに社会政策という経験的な次元によって分析されることで導かれるものである。いずれにせよ、「福祉(国家)レジーム」が、福祉が生産され、そして国家とともに市場、家族から成る「福祉の三極構造」の間に配分される総合的なあり方であるとすると、彼自身も言及しているように「……福祉国家は社会政策を超えるものであって、ユニークな歴史的構築物であり、それは国家の本質をめぐる明確な再定義につながる」ものであろう (Esping-Andersen 1999 = 2000: 64-5)。つまり、このような論証の過程を経て、福祉国家は説明されるべき被説明変数として想定され、かの三つのレジームとして顕現することになる。すると、上で彼が批判した事柄は一体何に依拠して行われたのであろうか。ここに論理展開におけ



る破綻がうかがえる。すなわち、福祉国家が何かをまずもって明らかにすべきであると自ら前提しているにもかかわらず、福祉国家を再び説明されるべき対象としてブラックボックスのなかにおくという、「福祉なき福祉国家」を措定する論理構造になっていることが分かる。斯くして、ここで説明変数となるのが「脱商品化」、「階層化」、「脱家族化」などの分析概念、および「福祉の三極構造」の関係性である。換言すると、被説明変数はそれぞれのレジームという「福祉の形式」として語られ、その本質としての「福祉の内容」についてはけっきょく説明変数から類推せざるを得ないのである。

では、「福祉の内容」を探るために、ここで、彼が「福祉国家」の根本理念として取り上げた社会的市民権について確認しておく必要があるだろう。彼は、まず、社会的市民権には Thomas Humphrey Marshall のいう社会権の保障が含まれると考え、その社会権を法的あるいは実践的な所有権のあり方とのかかわりのなかでとらえ、市民の権利としてそれが保障されているのであれば、社会権は個人の地位を市場原理に対して脱商品化するものであると、社会権を市場とかかわりのなかで関連づけている。さらには、「福祉国家」が「純粋な所得分配上の役割を演じる一方で、多様な方途で階級や地位を形成している」と、「階層化」概念³まで広げる (Esping-Andersen 1990 = 2001: 65)。上の文脈に沿って整理し直すと、つまり、福祉国家は「社会的市民権」という理念によって支えられており、社会的市民権を獲得するためには、経済的要因からはもちろん、政治的な要因からも「脱」することが必要となることを意味していると思われる。おそらく彼のいう「共通の了解」とはこの意味においてであると考えられる。

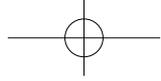
以上で見てきたように、けっきょくのところ、

「共通の了解」は Esping-Andersen が善であると想定する理念によって支えられ、「すべき言明」によって構成されているといわざるを得ない。つまり、社会的市民権という理念によって支えられる被説明変数が、そこから派生する二つの説明変数によって妥当性を帯びる構図であることを確認した。したがって、その説明変数の議論をたどることが被説明変数、つまり「内容」にかかわる議論につながると考えられる。このような観点を念頭におきつつ、以下では、前述の説明変数にあたる「脱商品化」を「脱家族化」との関わりの中で検討する。その際、どのように「了解」を含む可能性を持ちうるのかを、フェミニストによる Esping-Andersen への批判的議論から見ていくことにする⁴。なぜなら、社会的市民権をどの範囲で認めているかを明らみに出そうと試みるフェミニストの論点には、「階層化」の意味のみならず「脱商品化」議論の深化において示唆する点が多いと考えるからである。また、そのような批判的研究は、既述した Esping-Andersen の議論の曖昧さをより鮮明に照らし、その限界を乗り越える可能性をも含んでいると思われる。

3 「福祉 (= 善)」ありき福祉国家論からの異議申し立て

3-1 市民権概念の隘路——普遍性に内在する偏り

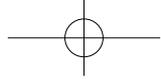
フェミニスト研究者たちは、当然ながら一定の価値規範に基づいて福祉国家批判を行ってきた。彼らによるこれまでの福祉国家（に対する批判的な）研究は、大きく福祉国家それ自体、つまり、福祉国家の女性に対する関係をどのように評価するかを問題にするものと、福祉国家の施す政策をジェンダー視点から問題に



するものの二つに分けられる。Esping-Andersenの議論に対するフェミニストによる批判的研究は、主にその後者を問題にするものが多く、本節も、「福祉国家それ自体には性差別の強化とその土台の解体という『二面性』がみとめられるという共通認識」(水田 1997: 23)に据え、福祉国家の不平等改善の成果を認めつつも、女性と男性の非対称的な関係を批判的に把握する視点にたつものである。このような観点からすると、Esping-Andersenのいう、「社会政策にわたっての最大の目標は、人々を社会的なリスクから守ることであって、平等主義は、そのことが派生的に生み出した結果に過ぎない」(Esping-Andersen 1999 = 2000: 62)という主張に対して、いささか違和感を覚えざるを得ない。というのも、社会的リスクを「問題」としてとらえるにも、またそれに対する「解」を求めるとしても、なんらかの判断基準(たとえば平等主義)を基底に持たない限りは、それが何かをわかりえないはずであるからである。Nancy Fraser (1994)は、福祉国家を人々における不確実性に対し効果的な保障を与えるシステムであるとし、これをもとに「ジェンダー秩序」と呼ぶべき男女間の関係性に福祉国家が影響すると考えている。ここで「不確実性」と表現される社会的リスクに対する国家による保障というシステムが「平等」に影響するという関連性から考えると、上記の表現と変わりないかもしれない。しかし、「平等」に影響するのはそもそも社会的リスクが(とりわけ、男女の間に)偏在していることにあると考えると、方向性は変わる。このように、フェミニストによる Esping-Andersen や福祉国家への批判の視点は、主に特定のバイアスによるジェンダー不平等構造の内在する市民権概念の訂正に向けられてきた。Kilkey は次のように整理する。市民権 citizenship は、非

差別的 undifferentiated で平等 equal であるべきという意味で普遍主義の反映である。そして、その普遍主義の観点からすると、単純に異なるという理由に基づく女性特有の欲求や、この差異がしばしば誘発させる地位における不平等 inequality in position が Marshall の「理念的な市民 ideal citizenship」では看過されていると (Kilkey 2000: 41-3)。つまり、平等の理念も異なる善から見れば、それがまた不平等の源泉になってしまうということである。

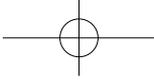
前述のしたように、Marshall の市民的権利を福祉の根本的概念としてその理論的前提に据え出発した Esping-Andersen による福祉国家の三つの類型が紹介されて以来、フェミニスト研究に通底する福祉国家に対する共通の論点は、女性やジェンダー関係にまつわる視点が欠けていたことと、福祉給付における公私関係がもつばら国家と市場の相互関係にむけられ、もうひとつの「極」である家族がほとんど配慮されていないという指摘である (Orloff 1993: 312; Daly 1994: 107)。そして、なにより批判が集中したのが Esping-Andersen の構想する福祉国家の人間解放の潜在力の心臓ともいえる「脱商品化」概念である。この概念は、諸個人あるいは諸家族が、市場の参加から独立して社会的に受容可能な生活水準を維持しうる程度と定義されている⁶⁾。しかし、人々を市場への依存から解放するという「脱商品化」はあくまでも男性に当てはまる論理である。女性はそもそも家庭でのケアワークを担当していることで、市場労働から排除されるかまたは不利に扱われ、自らの収入を十分に得ることができないため、「脱商品化」の前に、商品化されることを求めている (Kilkey 2000: 47-9; Daly 1994: 105-9)。この点から Esping-Andersen の「脱商品化」は明らかにジェンダー・ブラインドであり、女性によるケアワーク



という無償労働への認識を欠いているだけでなく、生産と再生産との間の社会的な関係、さらにはこれらの諸関係が転換もしくは強化される際の福祉システムの役割などを看過していると批判を寄せられたのである (Lewis 1992)。つまり、それは普遍的な人間解放を扱ったというよりは、標準労働者、言い換えると男性労働者を前提にした概念であり、したがって、部分をもって普遍化したためその内部に影で隠された偏差をすくい取ることができない。そして、このことがもう一つの「階層化」を導いており、それがまた「福祉国家」の特徴でもあるといえよう。ジェンダー視点から以上の点を反省的に捉えたものに Jane Lewis の「男性稼ぎ手モデル male bread-winner model」や Diane Sainsbury の「個人モデル」などがあり、それらは、市場労働だけでなく、家庭内のケアワークという女性による無償労働も汲み入れていることで、福祉国家をよりジェンダー平等的に理解することができるとした⁶⁾。いずれにしても、それは男性稼ぎ手をその前提にしている限り、福祉国家におけるジェンダー関係の再生産の罫から逃れる術がない。そのため、当然ながら Esping-Andersen が前提している市民権概念の訂正が要求されることになる。ここで問題となるのは、「脱商品化」が Marshall のジェンダー中立的またはジェンダー・ブラインドな市民権概念を礎石としていることである (Orloff 1993; Lister 1997)。たとえば、Kilkey によると、Marshall のいわば普遍的な市民権の理念は、女性を想定したとき無償労働のような包摂できない部分が生じ、またこのような理由からしばしば女性は不利な条件に立たされるという (Kilkey 2000: 43)。

3-2 「脱商品化」のための商品化：「脱家族化」

このような批判に対し、Esping-Andersen も「脱商品化」のジェンダー・ブラインド性をみとめつつ、それに答える形で「脱家族化」の概念を後に加えた。「脱商品化という概念は、賃労働関係に全面的かつ後戻りできない形で組み込まれてしまった個人に対してだけ意味をもつ」ものであると自ら「脱商品化」概念の限界をのべ (Esping-Andersen 1999 = 2000: 77) つつ、多くの女性にとって、市場への依存と機能的に対応するのは、家族への依存であるため、女性の独立には、福祉義務の「脱家族化」が必要であるという。その構成をみると、① 全体としてどれだけのサービス活動が行われたか (健康保険以外の家族サービスへの支出が GDP のなかで占める割合)、② 子供のいる家族を助成するために全体としてどれだけのことが行われたか (家族手当と税控除の総合的価値)、③ 公的な保育ケアがどれだけ普及しているか (3歳以下の幼児に対するデイ・ケア)、④ 高齢者に対してどれだけのケアが提供されているか (ホーム・ヘルパーのサービスを 65歳以上の高齢者の割合) からなっている (Esping-Andersen 1999 = 2000: 97-8)。これらの指標からは、まず、家族と個人の間でみると、「脱家族化」は家族への個人の依存を軽減するような政策、つまり、家族の互惠性や婚姻上の互惠性からの独立を図るものとうかがえる。そして、一歩下がってより広く福祉国家と家族の間で考えると、家族 (なかでも女性による無償のケア労働) に個人の福祉をゆだねる国家という関係性からそのような福祉機能の社会化の方向を読み取ることができる。これら二つの含意から類推される「脱家族化」という概念は、本質的には女性の「商品化」を意味するものと捉えられる。なぜなら、「脱家族化」概念を構成する指標は、家族への依存から離れ市場への依存に移行するという意味を孕む「女性

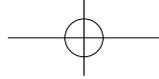


の独立」を支援する（あるいは促す）政策内容となっていると読み取ることができるからである。彼自身、福祉国家をラディカルに再編することとは家族への依存を最小限に押さえるであると言及し、脱商品化と家族化の関係をつぎのように表している。それは、「福祉の担い手を脱家族化することによって、社会民主主義的な福祉国家は女性労働の商品化を支援し、（そうすることで男性への依存を軽減し）、その結果として、脱商品化という課題に取りかかることができる」（Esping-Andersen 1999=2000: 79）と。家父長制的なジェンダー関係からの自立、つまり無償労働への従属から逃れるための商品化という文脈においてはフェミニストと同じロジックに立っていると読みとることも可能である⁷⁾。しかし、「脱家族化」が女性の「商品化」におき換えられる構図になっている限り、フェミニストからの批判に対する根本的な答えとしては不都合が生じざるを得ない。なぜなら、彼は、これを「福祉の三極構造」である国家、市場、家族の関係性のなかで論じているが、市場からの独立である「脱商品化」と家族からの独立である「脱家族化」が、それぞれジェンダーにより偏在する領域において適用されるため、既存の社会的市民権の普遍性を正すことを究極の目標とするフェミニストの要求に応えたことにはならないと考えるからである。

上述した「脱商品化」と「脱家族化」との関連性について、宮本もこれら二つの概念に残されている問題として以下の二点を指摘している（宮本 2003: 33-6）。その一つ目は、「脱家族化」には、定義からして商品化の進展が要素として含まれており、したがって、相互は独立した指標とは言いがたい、という点である。二つ目は、「脱商品化」そのものは、依然として Marshall が言う「自らの潜在能力のすべてを発

展させる権利および義務」という問題⁸⁾を射程に取められない、という点である。はじめから Marshall の市民権概念がジェンダーの視点を欠いていると評価するフェミニストの議論とは多少異なるが、論考の焦点を Esping-Andersen の「脱商品化」概念においたとき、それが包括する社会的市民権に限界があることには違いがないといえるだろう。その理由は、Esping-Andersen 自身も言うように、労働市場から自立した生活保障を確保するという意味での「脱商品化」こそが、自己実現を可能にする第一かつ決定的な条件である（Esping-Andersen 2000: 354）、という彼の基本的な考え方に起因するものと思われる。つまり、「自らの潜在能力のすべてを発展させる権利および義務」（Marshall & Bottomore 1992 = 1993）が「商品化を維持するための社会政策」⁹⁾（山森 2002）の範疇のなかで保障されるものになっている限り、「脱家族化」も、「脱商品化」も「所得保障 = 労働力確保」のための構想と結びつくところに矮小化してしまう概念とならざるを得ないであろう。

そもそもフェミニストからの批判は、前述した Kilkey の批判からもうかがえるように、前提されている理念の水準の訂正を要求するものであった。つまり、Esping-Andersen が依拠している Marshall の社会的市民権は普遍主義であって、その普遍主義に潜んでいる性差別的な性格に批判の矢先が向かっているのである（Lister 1997: 68）。すると、この批判に対する答えとなるのは、普遍主義を正すこと、つまり、「女性の市民としての形式的そして実際の位相や、ジェンダー関係形成における市民権の役割および市民権形成におけるジェンダー関係の役割」（Kilkey 2000: 44）を捉えることでなければならない。つまり、「前（または非）商品化」の状態の下での諸状況を考慮からはずして、商



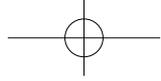
品化の世界における平等を確保することによってのみ解決することは、「誤った普遍主義」による不平等を依然として残すままにするため、それを正すことになるとは言い難いのである。いずれにせよ、「脱家族化」概念は、ジェンダー平等というフェミニストの「共通の了解」を共有するものではなかったのだといえよう。

4 「福祉 (=善)」 への意志：「自己実現の脱商品化」へ

一方、Room は、Esping-Andersen が前提としている Marshall の社会的市民権概念をポジティブに捉え、より包括的な意味における概念として「脱商品化」を再構成している (Room 2000)。彼はまず、Esping-Andersen が Karl Marx と Karl Polanyi の商品化概念に依拠して概念化した「脱商品化」に注目した。そもそも「脱商品化」(概念) は、次の二つの意味をその基底に込めたものである。まずは、文字通り商品化からの離脱をめざすものであって、Marx 的な労働の商品化の文脈から読み取ると、疎外の克服を図るものとして理解できるという意味である。次は、経済活動がたとえ利潤極大化をめざす場合でも、決して公共性の制約から完全に自由ではないという Polanyi 的な見方、つまり、「社会の中に埋め込まれた経済」という意味をも含むものである。実際に Esping-Andersen がこの「脱商品化」概念を導くロジックは、Marshall の言う社会的市民権こそが「福祉国家」の核心理念 (Marshall & Bottomore 1992 = 1993) であることに依拠している。ところが、Room は、Esping-Andersen がそれを操作化し測る際、標準労働者を対象にした賃金に基づく福祉¹⁰という次元に頼っていたことから、その概念が「消費のための脱商品化 de-commodification

for consumption」の意味合いを持つにとどまっていると指摘する。つまり、疎外に関する Marx の分析が労働者の身体的な欲求 physical needs とともに社会的な欲求 social needs という両側面をとらえていることを想起すると、それに加え「脱商品化」の「自己実現 (開発) self-development」への影響の考慮が必要であるというのである。したがって、「消費のための脱商品化」とは別に、労働を通じた自己創造 self-creation という考えの側面を「脱商品化」概念として操作化することがもとめられ、また、どのような社会政策がこれを支持あるいは制限するかを分析する必要がある、というのが彼の議論の主旨である (Room 2000: 336-7)。このような彼の議論は、脱商品化の概念が展開されるべき方向性が、抑圧的な諸関係に参入させる強制力から個々人が自由であることを示す脱商品化の概念を、より一般的な「自立性 autonomy」や「自己決定 self-determination」などの概念への展開にあるというフェミニストの議論とも通ずると思われる (Orloff [1993:320])。

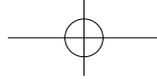
Room は「自己実現のための脱商品化」の操作化に当たって、長期失業率、社会的流動性、義務教育以後の教育への参加率、職業訓練への参加率の四項目と、それに加え、相異なる人口グループ間における不平等率を指標として用いた。これはいわば、不平等が自己開発や自己創造においてどのくらい制約要因として作用しているのか、という度合いを測るための指標である。実際 Room は「ジェンダー不平等」指標でこれを測っている。つまり彼は、階級不平等指標を代替するものとして「ジェンダー不平等」指標を使うわけだが、しかも、このような不平等は暗黙的に Esping-Andersen が議論している制度接近における制約性、給付資格要件や給付範囲などに直結する問題でもあるため、「脱商



品化」にかかわるあらゆる指標において考慮されるべきであると強調する (Room 2000: 340)。ただし、彼も断っているように、階級不平等軸の代替としてジェンダー不平等を用いたのは、比較可能なデータとして有効であるためであると消極的に捉えている点は否めない。がしかし、既述のように、それでもなお、不平等を是正することと、市場への依存なしにも貧困に陥らなくすること、つまり Esping-Andersen で言い換えると、平等主義の追求と社会的リスクの解消とを別々に分けて考えてはならず、前者と後者の相互における影響をその関係性のなかで把握できるようにすべきという積極的な考えが、Room の議論からすくなくともうかがうことができる。このような知見からすると、普遍主義を正すフェミニストの議論から浮かび上がる「福祉国家」構想と Room の考える「福祉国家」像の論理構造は相同のようと思われる。このような論理構造は、以下にみる Room の議論に対する Esping-Andersen のリプライを確認することでより浮き彫りになるであろう。

Esping-Andersen は、Room の議論に対するリプライにおいて、彼の試みをより発展させるための意見表示というかたちで3点ほど批判的なコメントを述べている (Esping-Andersen 2000)。第一が、比較動態研究における「スウェーデンの難問」に関わるもの、第二が、家族主義に由来する依存性に関わるもの、そして第三が、生産の時点での消費のための「脱商品化」に関わるもの (労働市場の規制) である。以下では本論と直接関わるとされる前二者についてみることにする。まず、第一のコメントで彼は Room が階級不平等の代わりに女性を中心においた分析をしていることに対し、次のような問題を指摘している。つまり、女性が追究する固有の生活スタイルにおける二重性

——キャリア指向と母性・主婦指向¹¹⁾——を問題にしながら、とくに母性・主婦指向の場合は、Room の論理が彼女たちの雇用欲求の乏しさから無意味になるとしている (Esping-Andersen 2000: 357)。しかし、おそらく Hannah Arendt (1958=2003) の議論に依拠していると思われるが、労働 labour のみならず仕事 work を通じた、人間の自己創造の操作化を試みようとしている Room の文脈 (Room 2000: 337) を念頭におくと、(いくら実態に基づいての議論であるとしても) これは彼の論理を労働 labour にむすびつけた「雇用のため」という一側面に矮小化した見解であることがわかる。つまり、Esping-Andersen が自己実現の範疇を経済領域に限定して反駁したものとして捉えているといえよう。したがって、Room の論理がケア倫理をも包摂しうる労働倫理に基づいているとするなら、そこから読み取れる社会的市民権の範疇は、フェミニズムの異議申し立てにつながるものとして捉えることが可能であるだろう。つぎに、第二のコメントは次のように要約できる。まず、国家にとって家族とは市場に代わって福祉機能を代替する制度体である。それゆえ、福祉責任の「脱家族化」における国家の積極的な役割、とりわけ女性の経済的な独立を増進するために必要な条件として家族主義の軽減を図る役割は重要である。また彼は、「脱商品化」を多次的に捉える上で「脱商品化」とともに「脱家族化」を組み合わせ併行して捉えることを提案する (Esping-Andersen 2000: 357)。私もこの見解には基本的に同意するが、ただ留意すべきは、彼のそれは「脱家族化」が女性の商品化とかかわるという意味においてであることである。ここでうかがえるように、彼は「脱商品化」と「脱家族化」をそれぞれ異なる軸 (市場と家族) に対応する概念でありながら、段階に分かれる概念 (脱家

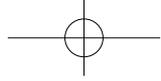


族化に支えられての商品化、そして商品化あつての脱商品化)として捉えており、現実的にそれぞれは男性と女性を異なる地平において扱うこととつながっている。そして、その異なる地平を問題視するという側面において、フェミニストの議論や Room 的アプローチは共通の論理基盤を据えていると考えられる。

しかしながら、Room の用いた変数の多くが、市場における商品としての労働、つまり、労働の商品化を目標とすることを前提にしているという側面は否めない事実である。彼自身も、そこには労働力を「国家の経済的競争力を励ますための経済的資源としてとらえる、人的資源への投資としての自己開発という思考がある」(Room 2000: 346)と認めながら、ここでは「公共政策が、人々が働く専門分野や新たな方向への技術またはキャリア開発における選択の余地をどこまで保障するか」(Room 2000: 347)という問いに答えることをめざしたと断っている。しかしそれは、彼が Marx にもどって人間の二つの欲求をおさえながらめざした当初の意を十分検討できているとは言い難いものといわざるを得ない。このような限界はあるものの、Room が提案する「脱商品化」概念の操作化は、異なる階層間の不平等度をも「脱商品化」の指標として考慮しており、そうすることによって自己実現の指標がおかれる地平に認識的であるという面からその意義を求めるとができると思われる¹²。つまり、Room は、「脱商品化」概念の再考に当たって、Marx のいう疎外されない労働を図るために看過してはならない社会的な欲求に着目し、彼自身言及はしていないが、おそらく Abraham H. Maslow (1954 = 1971) のような、「最高段階の欲求は自己実現である」という欲望論を念頭におきつつ、社会の多くの人が自己実現 (=幸福) の喜びを求める

「べき」だとする彼なりの善を導き出した。そして、その彼なりの善を標榜することによって、「脱商品化」概念の外延を広げたことになる。このようにして「脱商品化」概念に指標としての「脱商品化」の根拠(当否はさておいて)を与えたことになると考えられる。

自己実現(開発)に向けての「選択の余地」の保障という観点から「脱商品化」を捉えることは、「不平等に苛まれる女性という主体の救済」という善を想定するジェンダー視点をも包括する可能性を含むと思われる。つまり、ジェンダー視点を組み込んだ市民権を想定することで、「脱商品化」概念が普遍主義的不平等の是正につながるものとして現れるということである。この文脈に立つと、「福祉国家」の構想における前提、つまり、その理念への異議申し立てとしてフェミニスト批判を捉えることができるようになる。あるいは少なくとも、福祉国家の依拠する善たりうる価値をめぐる論争という「福祉」ありき福祉国家論を俎上に乗せたことになるであろう。実際のところ、異なる価値が共存する多文化的状況の下での新たな「共通の了解」を可能にするためには、福祉国家という構想は、リベリズムを越える個人の善の構想を含む福祉の理念でなければならない。それはすなわち、「何が善であるのか」についての積極的な介入を通じて、善の構想としてのあるべき、またはめざすべき福祉国家の理念を明確に示すことを呼びかけるものであるといえよう。これまでのフェミニストや Room の議論を通じて、善の構想における価値の戦いが問題の焦点になることが明らかになった。また、Esping-Andersen の議論の中にも実際にそのような文脈が見え隠れしているため、「共通の了解」に関する見解をあらかじめ露呈していたことを確認した。ただ、個人の善の構想を諸個人の諸個



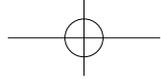
値に基づくものとしたら、いかにして「共通の理解」が導かれ、そしてそれが妥当な形で根拠づけられるのであろうか。これまでの福祉国家の構想という文脈から言えば、普遍的な福祉を図ろうとする社会民主主義や社会主義的な善としての平等が「共通の理解」であったといえよう。昨今においては、ロールズの『正義論』に基づくリベラルな平等理論が胎動してきたが、論敵であるコミュニタリアンからの批判は手厳しい（渡辺 2001）。周知の通り、コミュニタリアンはいわば「文化共同性」を強調することで『正義論』に対する批判を展開するわけであるが、いずれにせよ、このように価値が拮抗する状況では、誰もが納得しうるような「共通の理解」をもとめることは望めないであろう。したがって、現代社会における一連の出来事、つまり、ジェンダー問題や環境問題、そしてさまざまなマイノリティからの異議申し立てという多文化状況をまず現実として受け入れ、それらの価値規範を議論の俎上に汲み上げることが重要となるであろう。そうすることによって、それぞれの善が「共通の理解」として妥当性を帯びるプロセスに開かれることこそが、社会に埋め込まれた善としての福祉理念の基盤となるべきである。

5 おわりに

Esping-Andersen によると福祉国家は、説明されるべき被説明変数として想定され、説明変数から導かれる指標によって保守主義レジーム、自由主義レジーム、社民主義レジームとしてあたかも自明に顕現する。そのなかで、「共通の理解」として策定されるだろうと思われるその説明変数は、社会的市民権の概念から汲み上げられており、実際にはそれが「福祉レジ-

ム」の自明さを支えていた。これはまさに「福祉」が何かを知らずに到達する福祉国家論であるが、そのため、彼の議論はもちろんそれに対する批判も、これら理念的な前提とそこから導かれた説明変数に集中することになることを確かめた。このような問題提起に対して、まず、社会的市民権をどの範疇で認めているかを明らかにし、出そうと試みるフェミニストの議論を取り上げた。そこで、Esping-Andersen が、既存の議論のなかで充分包括できなかった家族（なかでも無償労働の担い手である女性）を論の中に組み込むための「解」として提示した「脱家族化」が、「脱商品化」を前提にした「商品化」とどまる概念であることを指摘した。このような限界を乗り越える一つの示唆点として、次に Graham Room の議論を取り上げた。つまり、「誤った普遍主義」を取っ払わないままでも「脱家族化」概念は、ジェンダー平等というフェミニストの「共通の理解」を共有するものとは言いがたいという観点から、人々の「自己開発」における「選択の余地」を考慮する Room の議論に注目したのである。

このように、フェミニストによる批判は、Esping-Andersen の想定する「共通の理解」に対する異議申し立てとしてその意義をもち、それは Room 的解釈による「自己実現のための脱商品化」概念によって、人間解放の潜在力をもつ福祉国家構想として再び浮かび上がる。そこで理念的次元の明確さが強調される。そして、それぞれの批判が、「福祉」がめざすべき理念である「共通の理解」の検証をめぐる位相作りの域を争うなかで見出した結果として、社会的市民権の内包を深めることで、「ジェンダー不平等 gender inequality」という「階層化」の要因が、「脱商品化」度をあらわす指標のなかで同時に考慮されうることを可能性として確認し



た。つまり、「共通の了解」を背景知あるいは解釈図式という既存の社会学の概念として考えた場合、その中身を明確にすることで、それぞれの論の妥当性も確保されるということである。このような知見にたち再び「脱商品化」概念に戻ることは、福祉国家構想における「共通の了解」という目標への接近として、福祉政策に現実性を帯びさせることで、その外延の拡張につながるものと考えられる。また、「福祉国家論」の中心概念である「脱商品化」は、そうすることによって、福祉国家構想における理論的装置として性能を発揮しうようになるだろう。

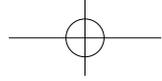
まだ論じなければならない問題は多々残されている。現代的多元主義の状況で散在するそれぞれの善から「共通の了解」が妥当性を確保するためには、規範理論や公共性の議論の域に踏み止まり詳細な検討を行わなければならない。さらに、経験的な事象の絶え間ない検討を通じて反証に耐える形で修正を加えなければならない。この点に関する議論は今後の課題とし、現代社会の多文化的状況の文脈で福祉国家構想が目指すべき方向性を確認したことで論を閉じることとする。

注

- (1) この概念は、「commonly shared concept」にあたる宮本の訳語である。以下、本稿においてこの「共通の了解」という訳語を一つのキーワードとして援用することとする
- (2) 社会的事実はしばしば規範性を帯びる。たとえば、家族は社会的組織や集団として概念化され、その成員やその関係、そしてその社会的な機能等によって説明される。それと同時に、そこには、安らぎや愛、そして家族構成員間の序列や義務など、理念や規範によって支えられている部分が含まれる。この点がまた社会的事実として家族を認

識する際の作用をもたらすが、それがフェミニズムの文脈から家父長制として構造化されると、ネガティブな拘束が明らかになる。換言すると、このような視点をもつフェミニストの善に依拠すると、安らぎや愛の理念も桎梏と化し得るのである。このようにどのような視点から物事を見るかによっては、自明とされる経験的事象もその意味を変えて現れる。

- (3) 「階層化」、つまり、「福祉国家」が「純粋な所得分配上の役割を演じる一方で、多様な方途で階級や地位を形成している」(Esping-Andersen 1990=2001: 65) 態様を計るために、彼は「福祉国家の伝統的で今日なお支配的な活動」である所得保障に与えるインパクトに注目し、福祉国家発展の歴史を通じて保守主義、自由主義、社会主義からの三つのアプローチにわけて考えることから始めた。そして、それぞれの属性をつかむ指標を以下のように導いている。まず、保守主義レジームの属性は、コーポラティズム(職域年金プログラムの数)と国家主義(公務員を対象とした特別の福祉特権:年金支出のGDP比)を、つぎに自由主義は、社会扶助(ミーンズテスト付き給付の支出が社会移転支出総額に占める割合)および民間医療保険と民間年金の相対的重要性、そして、社会主義は、普遍主義の度合いといった変数によって識別されるとする。最後に、これらのアプローチ間を対比するため用いた給付差額という変数は、普通の標準的な労働者が基準給付として受けとっている給付と、当該体制の法令で規定されている最高給付に基づいて構成される(Esping-Andersen 1990=2001: 84-5)。要するに、「福祉国家は、ただ不平等な構造に介入しこれを是正しうるメカニズムであるばかりではなく、それ自体が階層化の制度なのである」とし、「より根本的な問題は、社会政策によってどのような階層構造が制度化されるかという点にあるように思われる。」という。つま



り彼にとって「福祉国家は社会関係を形づくる能動的な力」(Esping-Andersen 1990=2001: 25)なのである。

(4) 『福祉資本主義の三つの世界』の日本語版序文(注5)によると、本書に対する批判は主に2種類で、一つ目が類型区分にかかわるもの、二つ目がジェンダーの次元にまつわるものである(Esping-Andersen 1990=2001: xv)。本稿では、後者の議論に焦点を当てている。

(5) 「脱商品化」は以下の4つの指標から構成される。つまり、1 労働経験、抛却、ミーンズテストなどの受給資格を得るための制約条件、2 現金給付の待機日などの制度に組み込まれた受給抑制しくみの強度、3 受給資格の最大持続期間、4 給付の所得代替率がそれである(Esping-Andersen 1990=2001: 25)。彼は、これらの指標が適用される場として三つの重要な社会福祉プログラム、すなわち年金、医療、失業の現金給付を選択し、それぞれにおける総合的な脱商品化スコアを算出した。このスコアは、「通常人間が市場から自発的に離脱するのがどれほど容易であるか、そのことを示す一連の変数を集約したものである」(Esping-Andersen 1990=2001: 55-6)。

(6) Lewisのモデルの場合、福祉国家が男性は稼ぎ手、女性はその被扶養者という家族モデルにどの程度依拠しているか、という観点から福祉国家の3類型が抽出される。すなわち、「強固な strong 男性稼ぎ手モデル」、「弱い weak 男性稼ぎ手モデル」、「修正された modified 男性稼ぎ手モデル」の福祉国家の三つの類型である(Lewis 1992)。そして、Sainsburyは「male bread-winner model」に対し「individual model」を想定し、男女にともに適用可能な福祉国家モデルの構築を試みた(Sainsbury 1996)。

(7) Orloffの場合、権力資源論の立場からこの議論を行っているが、そこで求められる市民権の訂正

もまず女性の「商品化」から出発していると考えられる。なぜなら、「有給労働への接近」や「独立した世帯を形成し維持する能力」という次元を、「福祉国家」の分析概念として導入しているからである(Orloff 1993)。

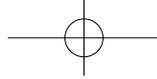
(8) 一方、堀江によると、Marshallは、市民であることに伴う権利や義務を決める普遍的な原理はないとしており、このことは、市民権の内容の可変的な性格を現すと把握される(堀江 2003: 281)。

(9) 山森の整理によると、エスピン・アンデルセンの脱商品化概念の根拠/起源として次の三つの点を挙げることができる(山森 2002: 58-9)。一つ目が、Polanyiが指摘する、システムの存続のため、二つ目が、個々人の福祉が許容可能な水準に達するため、三つ目が、労働者の団体行動を可能にするため、という三つの条件である。それぞれは、労働力を商品化するための経済政策、商品化を維持するための社会政策、脱商品化としての社会政策に整理できる。通常二番目の「商品化を維持するための社会政策」が脱商品化を図るものと捉えられており、これと区別して三番目は、労働力商品化のためやシステム存続のためという理由を超えてなされる脱商品化のことを指す。となると、おそらくこの三番目という脱商品化は、Lewisの「賃労働に従事しない権利」を保障することを包括する概念であると思われる。

(10) この文脈はフェミニストからの批判と同系のもを指している。つまり、伝統的に用いられてきた、標準労働者(average worker)を対象にした賃金に基づく福祉という語にはRoom的な経済還元主義批判だけでなく、ジェンダー・ブラインドの意味合いも含んでいる。

(11) Esping-Andersen (2002: 72)には、さらに両立指向を加えている。

(12) もう少し説明を加えると、Esping-Andersenも、Marshall脱商品化論に批判を加えたRoomに対し



て、自己実現の要素を取り入れるという方向性について賛成している。これはつまり、彼も福祉国家における社会的市民権の確保という、「人間解放の潜在力」を前提していると解釈できよう。それにもかかわらず、既述したように、彼は「自らの自己実現にとって有意義な労働を選び取ることが

できる条件」として「労働市場から自立した生活保障を確保すること（脱商品化）」に問題を再びふり戻している。となると、「人間解放の潜在力」の問題は、結局経済力を担保しなければならない問題になるのかという疑問にぶち当たる。

文献

Arendt, Hannah, 1958, *The Human Condition*, The University of Chicago Press. (= 2003, 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫.)

Daly, Mary, 1994, "Comparing Welfare States: Towards a Gender," Diane Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, Sage: 101-17.

Esping-Andersen, Gøsta, 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge [Cambridgeshire]: Polity Press. (= 2001, 岡沢憲美・宮本太郎監修『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房.)

———, 1999, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford; New York: Oxford University Press. (= 2000, 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店.)

———, 2000, "Multi-dimensional Decommodification: A Reply to Graham Room," *Policy & Politics*, 28 (3) : 353-9.

———, 2002, "A New Gender Contract," Gøsta Esping-Andersen ed., *Why we need a new welfare state*, Oxford University Press, 68-95.

深澤和子, 1999, 「福祉国家のジェンダー化—— 1980年代以降の研究動向（欧米を中心として）」『大原社会問題研究所雑誌』485号（4月号）, 1-15.

堀江孝司, 2003, 「シティズンシップと福祉国家——危機の諸相と刷新の方向性をめぐって——」宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房, 277-305.

Fraser, Nancy, 1994, "After the Family Wage: Gender Equity and the Welfare State," *Political Theory*, 22 (4) : 591-618.

Kilkey, Majella, 2000, *Lone Mothers Between Paid Work and Care: The policy regime in twenty countries*, Ashgate.

Lewis, Jane, 1992, "Gender and the Development of Welfare Regimes," *Journal of European Social Policy*, 3: 159-173.

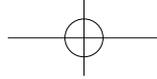
Lister, Ruth, 1997, *Citizenship: Feminist Perspectives*, Jo Campling consultant editor, Basingstoke: Macmillan Press.

Marshall, Thomas Humphrey and Tom Bottomore, 1992, *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press. (= 1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級——近現代を総括するマニフェスト』法律文化社.)

Maslow, Abraham H., 1954, *Motivation and Personality*, Haper & Row. (= 1971, 小口忠彦監訳『人間性の心理学』産業能率大学出版.)

宮本太郎, 2003, 「福祉レジーム論の展開と課題」埋端孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房, 11-41.

水田珠枝, 1997, 「福祉国家思想とフェミニズム—— 20世紀前半のイギリスを中心に」『社会思想史研究』21号,



17-25.

毛利健三, 2001, 「ネオリベラリズムと福祉国家—— 1980, 1990年代の世界的動向」『土地制度史学』171号, 58-67.

Orloff, Ann Shola, 1993, "Gender and the social rights of citizenship: state policies and gender relations in comparative research," *American Sociological Review*, 58: 303-28.

Parsons, Talcott, 1937, *The Structure of Social Action*, MacGraw-Hill. (= 1996, 稲上毅・厚東洋輔・溝部明男『社会的行為の構造／1 総論』木鐸社.)

Pierson, Christopher, 1991, *Beyond The Welfare State?* (= 1996, 田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』未来社.)

Room, Graham, 2000, "Commodification and De-commodification: A Developmental Critique," *Policy & Politics*, 28 (3) : 331-51.

Sainsbury, Diane ed., 1994, *Gendering welfare states*, London: Sage.

———, 1996, *Gender, Equality, and Welfare*, Cambridge: Cambridge University Press.

武川正吾, 2003, 「日本の福祉国家レジーム」韓国社会学大会報告文 (<http://promе.snu.ac.kr/~jyyee/beseto/conf.htm>).

富永健一, 2001, 『社会変動の中の福祉国家——家族の失敗と国家の新しい機能』中公新書.

渡辺幹雄, 2001, 『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』春秋社.

山森亮, 2002, 「市場・脱商品化・基本所得——福祉国家論の規範的含意」小笠原浩一・武川正吾編『福祉国家の変貌』東信堂, 53-71.

※本研究は、日本福祉大学 21 世紀 COE プログラムからの助成を受けている。

(そん うんすう、東京大学大学院、sngns@l.u-tokyo.ac.jp)

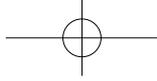
The welfare state discourse as the conception of virtue

The study focused on the logics of conceptual de-commodification

SUNG, Eunsoo

This study's object is to conceptualize the conception of virtue as the ground where it is possible to discuss the validity of commonly shared concepts. To do so, it is suggested to review the relationship with concepts such as stratification or de-familialisation and to examine the normative approach in Welfare Sociology, referencing critiques of Feminists and Graham Room to the de-commodification in Esping-Anderson's study.

It is suggested to indicate Feminist's critique on the tendency in the universality described with neutralized words, to extract what kind of value grounded those tendencies from Room's study, and to propose



the possibility for the further studies. It is the goal of this study to present the basis of the conceptualization for the welfare state in the multicultural society in which various values coexist.

